

職員の内用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月十日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

奈良県人事委員会規則第十四号

職員の内用に関する規則の一部を改正する規則

職員の内用に関する規則（平成十四年三月奈良県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第八条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年七月奈良県条例第十号）第九条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職

附 則

この規則は、公布の日から施行する。